

## 特定非営利活動法人日本の音振興普及協会 楽音会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本の音振興普及協会 楽音会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市笠舞2丁目10番19号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民および教育者に対して、日本の音楽の振興及びその指導者の育成を図ることにより、社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 日本の音、音楽の指導者を育成する講習会開催
- ② 学校音楽教師対象の日本の音、音楽講習会開催
- ③ 演奏家や作曲家への支援顕彰
- ④ コンサートの支援
- ⑤ 普及活動への支援
- ⑥ 教材、指導書等の出版頒布事業
- ⑦ 指導者認定事業
- ⑧ 学校への講師派遣

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、支援する個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上4人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)